

# 愛知県感染防止対策協力金について

県の要請を受け、営業時間を短縮中の飲食業の人は、下の表をご確認ください。昨年12月18日からの休業要請による愛知県からの協力金を受け取るには、3回に分けての申請が必要になります。また、緊急事態

宣言の前と後で、短縮を求められる業種や営業時間に変化があります。

要請にこたえて営業自粛を行っているが、申請の手順がわからないという人は、民商にご相談ください。

	第1次	第2次		第3次
対象期間	2020年12月18日（金）から2021年1月11日（月）まで（25日間）	2021年1月12日（火）から1月17日（日）まで（6日間）	2021年1月18日（月）から2月7日（日）まで（21日間）	2021年2月8日（月）から3月7日（日）まで（28日間）
支給額	1店舗1日あたり4万円 最大100万円（要請に応じた日数分を交付）	1店舗1日あたり4万円 最大24万円（要請に応じた日数分を交付）	1店舗1日あたり6万円 最大126万円（要請に応じた日数分を交付）	1店舗1日あたり6万円 最大168万円（要請に応じた日数分を交付）
対象事業者	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する中小事業者	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する中小事業者 対象施設：酒類を提供する飲食店等 ※飲食店営業許可が必要	県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する事業者 対象施設：飲食店等 ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要	
営業時間の短縮	5時から21時まで ※従前より21時から5時の間に営業していることが必要		5時から20時まで 酒類の提供は11時から19時まで ※従前より20時から5時の間に営業していることが必要	
遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインを遵守</li> <li>「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示</li> </ul>			
申込受付期間	2021年1月12日（火）から2月19日（金）まで（当日消印有効）	2021年2月8日（月）から3月12日（金）まで（当日消印有効）		第3次の申込受付期間は未定です



## 収支計算をする時は2020年の雑収入の確認を！

確定申告相談会が始まっています。2020年の収支集計においては、雑収入を確認してください。

去年は、本業以外のお金がかった人が多くいます。



持続化給付金、地代家賃支援給付金、愛知県感染症対策協力金（2020年4月17日～5月6日分）、雇用調整助成金、ほかにも減収があったが国や県の定めた条件に達しない人に、独自の補助を行った市町があります。

これらのお金は、雑収入として計

上しなければなりません。なお、消費税は不課税となりますので注意が必要です。

また、特別定額給付金（10万円×世帯人数）は収入に加えません。青色申告で事業用の通帳に入金された人は、事業主借で計上します。

ただし江南市の事業者応援給付金、犬山市の理美容休業協力金、岩倉市の休業協力金、扶桑町持続化給付金など、自治体独自の制度でも10万円のお金となる場合があります。こちらは雑収入に入るの、確認してください。

## 新型コロナウイルス感染症の防止対策のため 今年の相談会は必ず予約を取ってください！